

児童相談所の開設に向けた今後の進め方等について

区では、平成28年5月の児童福祉法改正を受けて、同年7月に「児童相談所設置等に関する検討委員会」を設置し、区立児童相談所の開設に向けて、児童相談体制の見直しや施設等に関する具体的な検討を重ねてきました。

今般、児童相談所の開設時期を決定するとともに、以下のとおり、開設に向けて取り組みを進めることとしましたので報告します。

1 区立児童相談所の開設に向けた進め方

- 開設時期は令和8年度とし、必要となる職員配置計画や施設整備等、開設に向けた準備を進めていくこととする。
- 開設場所は、区役所関係各課及び警察との迅速な連携が欠かせないことから、現在の杉並子ども家庭支援センター所在地（阿佐谷南一丁目14番8号）とし、既存施設の解体後、児童相談所を新たに建設する。
- 同時期に一時保護所を開設するが、施設の性質上、開設場所は原則非公表とする。
- 現在、東京都立児童相談所及び世田谷区児童相談所に、福祉職及び心理職を派遣しているが、来年度以降も計画的に派遣を行うとともに、経験者採用を行うなど、引き続き開設に向けた人材確保・育成に取り組む。

2 区立児童相談所設置後の児童相談体制について

- 子ども家庭支援センター及び保健センターの更なる機能強化を実現し、児童虐待の早期発見・未然防止の取組を推進することで、一時保護等の重篤化ケースの減少につなげ、機動的に対応できる児童相談所をつくりあげていく。

